

京都大学における情報公開制度の実施に関する規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第百一号)

京都大学における情報公開制度の実施に関する規程(平成十三年達示第七号)の一部を次のように改正する。

「行政文書」を「法人文書」に改める。
第一条中「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)」を「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)」に、「京都大学」を「国立大学法人京都大学」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 この規程において「法人文書」とは、法第二条第二項に定めるものをいう。
2 この規程において「部局」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。第二十二条において同じ。)、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成十六年達示第一号)第三章第七節、第八節、第十節及び第十一節(第五十一条を除く。)に定める施設等をいう。)及び医療技術短期大学部をいう。

第三条第二項中「大学情報課」を「総務部広報課」に改め、ただし書を削る。

第六条中「文書管理規程」を「京都大学における法人文書の管理に関する規程(平成十二年達示第十二号。以下「文書管理規程」という。)」に改める。

第七条中「委任又は」を削る。
第十五条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項及び第十三条第一項」に、「行政機関」を「独立行政法人等又は行政機関」に改める。

第十六条中「第十三条」を「第十四条」に改める。
第十八条中「第十四条第四項」を「第十五条第五項」に改める。

第二十条第一項及び第二項中「所定の」を削り、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 開示請求手数料及び開示実施手数料の額は、総長が定める。
第二十一条の見出し中「手数料」を「開示実施手数料」に改め、同条第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二十一条 総長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき二千元を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

第二十二条の見出しを「(権限及び事務の専決)」に改め、同条第一項中「各学部、大学院工ネルギー科学研究科、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、大学院情報学研究科、大学院生命科学科学研究科、大学院地球環境学堂、各研究所、附属図書館及び医学部附属病院」を「部局」に、「長に委任する」を「長(医療技術短期大学部にあっては、部長)に専決させる」に改め、同条第二号中「教官」を「教員」に改め、同条第五号中「研究科等」を「研究科」に改め、同条第二項を削る。

第二十三条の見出し中「不服申立て」を「異議申立て」に改め、同条第一項中「開示決定等」を「開示決定等又は開示請求に係る不作為」に、「不服申立て」を「異議申立て」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「異議申立人」に改め、同条第三項中「不服申立て」を「異議申立て」に、「不服申立人」を「異議申立人」に改める。

第二十四条中「行政機関」を「独立行政法人等又は行政機関」に改める。

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
2 法第十五条第一項の規定に基づく法人文書の開示の実施の方法は、当分の間、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)第九条の行政文書の開示の実施の方法の例による。

3 第二十条第三項の規定にかかわらず、開示請求手数料及び開示実施手数料の額は、当分の間、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十六条第一項の手数料の額と同じ額とする。